

## 維持管理マニュアル

## 1, 産業廃棄物の搬入管理

### 1) 搬入前管理項目

委託契約書の締結前に以下の項目について確認を行い、廃棄物排出者と委託契約を結びます。

- ① 廃棄物の種類の確認
- ② 廃棄物の量の確認
- ③ 発生行程の確認
- ④ 搬入形態の確認
- ⑤ 鉱さい、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃石綿・石綿含有産業廃棄物(必要に応じ)については継続の場合に年1回、新規の場合は契約時において、事前審査での確認を行う。その他の廃棄物については事前審査の確認を行う。
- ⑥ 特別管理産業廃棄物については廃棄物データシート(WDS)を活用し、廃棄物の適正処理に必要な廃棄物情報の具体化・明確化を行う。また、廃棄物データシート(WDS)を必要に応じて産業廃棄物にも活用し、廃棄物の内容の確認を行う。

### 2) 搬入時管理項目

廃棄物の搬入時には、搬入物・マニフェスト・委託契約内容について相違がないか以下の項目を確認します。

- ① 廃棄物の種類の確認
- ② 廃棄物の量の確認
- ③ 搬入形態の確認
- ④ 覆土材を使用する場合は覆土材の残量を確認。
- ⑤ 日常管理伝票に種類及び数量を記入する。

### 3) 廃棄物搬入監視の方法

#### ① 事前書類審査一持ち込み伝票等の受付審査による搬入監視

燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、廃石綿等・石綿含有産業有廃棄物(必要に応じ)については継続の場合に年1回以上、新規の場合は計量証明書の添付及び提出を求める。

- ② 搬入監視一搬入時及び計量時に行う搬入監視(目視及び問診)
- ③ 抜取詳細調査一搬入時及び計量時点で廃棄物の抜き取りによる、又は荷下ろし後の搬入監視

### 4) 受入不可物搬入時の対応方法

- ① 運転手や収集作業員への指導
- ② 契約内容に相違があった場合は、搬入廃棄物及びマニフェストの持ち帰り
- ③ 搬入業者への改善命令又は搬入停止通知
- ④ 荷下ろし後、受入不可物(マニフェストの記載内容以外の廃棄物)が確認された場合は搬入廃棄物全量及びマニフェストの持ち帰り
- ⑤ 受入不可物のインターネットでの公開

### 5) 埋立容量管理

- ① 残余の埋立容量については1回/年以上、測量により測定し、かつ、測定を行った年月日及びその結果を記録する。

### 6) 廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の埋立管理

- ① 廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、最終処分場の一定の場所において、かつ、当該廃石綿又は、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように管理を行う。
- ② 埋立てる廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、覆蓋設備を設置し、場合によってはその表面を覆土で覆うなど、必要な措置を講ずる。
- ③ 廃石綿等または石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を作成し、永久に保存する。

### 7) 事故発生時の措置

- ① 法第21条の2(事故時の措置)に基づき、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を函館市長(函館市環境部)へ届け出る。連絡先は連絡先一覧表の記載のとおり。

## 2. 貯留構造物の管理

### 1) 貯留構造物の共通管理項目

貯留構造物の維持管理は、原則として以下の項目について確認を行う。

- ① 貯留構造物の破損を防止するため、埋立作業等に関して貯留構造物の損傷防止対策を講ずるものとする。
- ② 貯留構造物の破損による事故を防止するため、貯留構造物や周辺地盤を点検して、異常の早期発見に努める。
- ③ 貯留構造物に破損があることが判明した際は、補修計画を立てて補修を行う。

### 2) 貯留構造物の管理のための基礎資料

貯留構造物の維持管理に必要な次の資料を整理して保管する。

- ① 地質に関する資料
- ② 水文及び気象資料
- ③ 貯水池、堰堤、地下水集排水施設、浸出水集排水施設及び基礎処理の計画並びに設計計算書
- ④ 竣工図
- ⑤ 施工記録
- ⑥ 埋立前の堤頂の高さ、堤体のはらみ出し(何らかの要因により膨らんだ状況)傾き等の初期計測値
- ⑦ その他必要な資料

### 3) 貯留構造物の破損防止対策

貯留構造物の破損を防止するために、以下の対策を行う。

- ① 埋立作業規定の制定
- ② 埋立機材オペレーターへの作業教育
- ③ 埋立工法の明確化(サンドイッチ工法)と作業員への周知
- ④ 搬入廃棄物の性状変化による貯留構造物への影響検討
- ⑤ 地震、大雨異常時の対策として、地震等の発生後は直ちに貯留構造物の点検を行い、破損箇所があった場合には早期補修を行う。
- ⑥ 種子吹きつけによる緑化

### 4) 貯留構造物の点検

① 点検事項は次の事項を確認する。

- ・損傷の有無
- ・損傷の原因
- ・補修の必要性、緊急度
- ・補修方法

② 点検頻度及び方法は以下の通りで行う。

- ・日常点検は埋立作業前に目視点検を行い、異常の有無を確認する。
- ・定期点検は1回/月、貯留構造物や周辺地盤の目視点検を行い、異常の有無を確認する。
- ・地震、大雨等の発生後、直ちに貯留構造物の目視点検を行い、破損箇所の確認を行う。

### 5) 貯留構造物の点検結果の判定

貯留構造物に損傷があったと判断した場合は、点検結果を十分に検討して以下の事項を定める。

- ① 応急対応の必要性
- ② 詳細点検計画
- ③ 補修の必要性
- ④ 補修の方法
- ⑤ 再発防止対策

#### 6) 貯留構造物の補修

補修計画の策定にあたっては、以下のような事項を考慮する。

- ① 周辺環境への影響
- ② 他の構造物への影響
- ③ 埋立作業への影響
- ④ 必要な経費

#### 7) 貯留構造物管理のための記録

点検結果及び補修その他の経過並びに結果は、これを記録し保管する。(記録の保管期間に関しては「維持管理の記録及び閲覧方法」(別紙4-2)のとおり)

- ① 日常点検記録  
点検により異常があった場合は詳細かつ明確に記載し、図面、写真を添付する。
- ② 詳細記録  
詳細点検記録は調査を必要とした理由、調査の方法、経過及び結果を記載する。
- ③ 補修その他の措置の記録  
補修その他の措置の記録は措置の年月、措置を必要とした理由及び方法並びに結果を記載したものとし、その措置の詳細を示す、仕様、設計図、諸試験データ、写真その他必要な資料を添付する。

#### 8) 補修の方法

- ① 土堰堤が崩れた場合は補強盛土で補強する。

### 3. 堰堤の管理

#### 1) 堰堤の点検(目視)

- ① 点検にあたっては以下の事項を確認する。
  - ・堤体へのごみ、土砂の堆積状況
  - ・堤体からの漏水の有無
  - ・堤体の亀裂の有無
  - ・堤体土の膨潤の有無
  - ・堤体の沈下状況
  - ・小段の浸食状況
  - ・法面の浸食、洗堀状況
  - ・法面のはらみ出し(何らかの要因で膨らんだ)状況
  - ・法面の滑落、破壊の有無
  - ・基礎の沈下状況
  - ・地盤・治山からの漏水の有無
  - ・地山の滑落、崩壊の有無
- ② 点検頻度及び方法は以下の通りで行う。
  - ・日常点検は埋立作業前に目視点検を行い、異常の有無を確認する。
  - ・定期点検は1回/週、堤体への雑草の繁茂、植生状況を確認して必要であれば雑草を駆除する。
  - ・地震、大雨等の発生後、直ちに貯留構造物の目視点検を行い、破損箇所の確認を行う。

#### 2) 堤体の補修

補修方法は、損傷の原因と状況に応じて適正な方法を選ぶものとする。補修は以下の工法より専門家のアドバイスを受け実施する。

- ① 押え盛土の施工
- ② 土留擁壁の施工
- ③ 張ブロック工の施工
- ④ グラウト工法の施工
- ⑤ 法尻砂利の増加
- ⑥ たて排水溝の施工
- ⑦ ドレーンの設置
- ⑧ 堤体表面に遮水工設置
- ⑨ 基礎地盤、地山の改修又は改良
- ⑩ 余水吐断面拡大、補強工事

#### 4. 遮水工の管理

##### 1) 共通事項

- ① 埋立作業は、遮水工の損傷防止策を立てた上で行う。
- ② 遮水工の機能は定期的に漏水検知システムで点検し、浸出水による公共用水域及び地下水の汚染防止に努め、漏水検知システムによる監視を1日2回行う。
- ③ 点検により遮水工に損傷があることが判明した際には破損箇所を確認し、応急措置を行い、その後、早急に補修計画を立てて補修する。

##### 2) 遮水工の損傷防止対策

- ① 埋立作業規定の作成
- ② 埋立機材オペレーターの教育
- ③ 埋立工法の明確化(サンドイッチ工法)と作業員への周知
- ④ 搬入ゴミの性状変化による遮水工への影響検討
- ⑤ 底面の遮水工への保護土等による防護

##### 3) 遮水工の点検

- ① 点検内容は以下の事項を確認する。
  - ・損傷の有無
  - ・損傷の原因
  - ・損傷の位置、範囲
  - ・補修の必要性、緊急度
  - ・補修の方法
- ② 点検頻度及び方法は以下の通りで行う。
  - ・日常点検は埋立作業前に目視点検を行い、異常の有無を確認する。
  - ・地震、大雨等の発生後、直ちに遮水工の目視点検及び漏水検知システムによる点検を行い、損傷箇所の確認を行う。

##### 4) 遮水工点検結果の判定

点検によって遮水工に変化のあることが判明した場合には、点検結果を十分に検討して以下の事項を定める。

- ① 応急対策の必要性
- ② 詳細点検計画
- ③ 補修の必要性
- ④ 補修の方法
- ⑤ 再発防止対策

##### 5) 遮水工の補修

点検の結果、補修を必要とする場合には、損傷の原因、損傷の範囲等を十分検討した上で、再発防止と補修方法を検討し、補修計画を策定する。

- ① 周辺環境への影響
- ② 他の構造物への影響
- ③ 埋立作業への影響
- ④ 必要な経費

##### 6) 漏水検知システムの点検

漏水検知システムの機能及び精度が効率的に働いていることを確認するため、目視による点検を1月に1回、さらにメーカーにより1回/年の定期点検を実施する。

## 5, 覆蓋設備の管理

### 1) 共通事項

- ① 埋立作業は覆蓋設備の損傷防止対策を立てた上で行う。
- ② 覆蓋設備の機能は定期的に点検し、埋立中の区画への雨水の侵入及び臭気の拡散を防止する。
- ③ 点検により覆蓋設備に破損のあることが判明した際には破損箇所を確認し、応急措置を行い、その後、早急に補修計画を立てて補修する。
- ④ 覆蓋設備内の作業環境の保全に努める。

### 2) 覆蓋設備の損傷防止対策

- ① 埋立作業規定の制定
- ② 埋立機材オペレーターの教育

### 3) 覆蓋設備の点検

- ① 点検内容は以下の事項を確認する。
  - ・膜材の損傷の有無
  - ・構造材の損傷の有無
  - ・損傷の原因
  - ・損傷の位置、範囲
  - ・補修の必要性、緊急度
  - ・補修の方法
- ② 点検頻度及び方法は以下の通りで行う。
  - ・日常点検は埋立作業前に目視点検を行い、異常の有無を確認する。
  - ・地震、大雨等の発生後、直ちに覆蓋施設の点検を行い、損傷箇所の確認を行う。

### 4) 覆蓋設備の点検結果の判定

点検によって覆蓋設備に破損のあることが判明した場合には、点検結果を十分に検討して以下の事項を定める。

- ① 応急対策の必要性
- ② 詳細点検計画
- ③ 補修の必要性
- ④ 補修の方法
- ⑤ 再発防止対策

### 5) 覆蓋設備の補修

点検の結果、補修を必要とする場合には、損傷の原因、損傷の範囲等を十分検討した上で、再発防止と補修方法を検討し補修計画を策定する。

- ① 周辺環境への影響
- ② 他の構造物への影響
- ③ 埋立作業への影響
- ④ 必要な経費

## 6. 表面水集排水施設の管理

### 1) 共通事項

- ① 施設の機能を維持し損傷を防止するために定期的な維持管理作業や改築作業を行う。
- ② 施設の損傷による他の施設への影響や埋立作業への障害等を防止するため、施設を点検し異常の早期発見に努める。
- ③ 施設に損傷があることが判明した際には、補修計画を立てて補修する。

### 2) 表面水集排水施設の点検

- ① 点検内容は以下の事項を確認する。
  - ・損傷の有無
  - ・不等沈下の有無
  - ・摩耗の状況
  - ・溢流ヶ所や滞留ヶ所の有無
  - ・周辺部からの水及び土砂の流入状況
  - ・周辺部の雑草の生育状況
- ② 点検頻度及び方法は以下の方法で行う。
  - ・日常点検は埋立作業前に、目視により異常の有無を確認する。
  - ・事前に豪雨が予想される場合は、表面水集排水施設が性能を発揮できるよう事前目視点検を行う。
  - ・地震、大雨等の発生後、直ちに表面水集排水施設の点検を行い、損傷箇所の確認を行う。

### 3) 表面水集排水施設の清掃作業

表面水排水施設の機能を維持し損傷を防止するために、以下のような清掃作業を定期的(春・秋の2回/年)に行う。

- ① 素掘側溝、集水桝、呑口等に堆積したごみや土砂の清掃
- ② 素掘側溝及び集水桝肩部に生育した雑草除去、地ならし

## 7, 地下水集排水施設の管理

### 1) 共通事項

- ① 遮水工ならびに埋立廃棄物層の下に位置する施設であるため、定期的な監視業務を主体とした管理を行う。
- ② 施設の損傷のあることが判明した際には、補修あるいは機能の代替方策を施す。

### 2) 地下水集排水施設の損傷防止対策

- ① 施設の整備・遮水工の施工時に、十分な保護対策を施す。
- ② 廃棄物の埋立時には、過大な荷重を加えたり、偏った荷重が加わるような埋立作業は行わないように、地下水集排水施設の位置を考慮した作業を進める。

### 3) 地下水集排水施設の点検

- ① 定期点検は1回/週、目視及び水位計などにより地下水の水位を確認する。
- ② 地震、大雨等の発生後は直ちに、目視及び水位計により地下水の水位を確認する。
- ③ 地下水観測井での25項目の水質分析を行い検査結果に異常値があった場合は、遮水工の損傷も懸念される。したがって、直ちに漏水検知システムで確認し、地下水集排水施設の地下水についてもPH、電気伝導率、塩化物イオン、25項目の水質分析を行い、遮水工及び地下水集排水施設の損傷の有無を判断する。  
※分析の詳細項目及び基準値は「地下水検査項目及び基準値 測定頻度」を参照

### 4) 地下水集排水樹の維持管理

- ① 貯留構造物下の地下水(湧水)については、塩化ビニール製の樹を堤体の集水地に設け、樹に溜まった水は排水ポンプにて定期的に排水を行う。
- ② 集水樹は定期的に点検し、堆積ゴミや土砂の流入が無いか確認と清掃を行い、常に排水できる状況にする。

### 5) 地下水集排水施設の補修

地下水集排水施設については、補修が困難な場合が多いので、緊急時にはその代替え方策として地下水の揚水あるいは水平ボーリングなどを実施して、地下水の低下に努める等の方法を検討する。

地下水集排水施設については、施工後には殆ど目に触れることがなく破損箇所の検出も難しい。そこで、周辺地下水観測井などで地下水の上昇が観測され、遮水工などへの影響が危惧される場合には、補修あるいは機能の代替方策の計画を立てて補修する。



## 8. 浸出水集排水施設の管理

### 1) 共通事項

- ① 埋立作業は施設の破損防止対策を立てた上で行う。
- ② 施設の機能を点検し、浸出水の集排水が適正に行われ、埋立地内に浸出水が滞留することが無いようにする。
- ③ 施設の破損が判明した場合は、補修あるいは機能の代替方を施す。

### 2) 浸出水集排水施設の損傷防止対策

- ① 埋立作業規定の制定
- ② 埋立機材オペレーターの教育
- ③ 埋立工法の明確化(サンドイッチ工法)と作業員への周知
- ④ 搬入ゴミの性状変化による施設への影響検討

### 3) 浸出水集排水施設の定期点検及び異常時点検

- ① 地表にある状態の集排水管
  - ・管のひび割れ
  - ・管へのスケールの付着
  - ・管の継ぎ手からの漏水
  - ・被覆材の流出、形状変化
  - ・管の詰まり
- ② 地中及び埋立ゴミ層の下に埋まった状態の埋設管
  - ・集水ピットへの流入水量
  - ・地表面の亀裂、陥没有無
- ③ 点検の頻度および方法は以下のとおりで行う。
  - ・日常点検は散水量(流量計による測定)により確認する。
  - ・定期点検は1回/週、各マンホール内の水位を目視点検して異常の有無を確認する。
  - ・地震等の発生後は直ちに各マンホール内及び配管外観等の目視点検を行い、損傷箇所を確認を行う。

### 4) 浸出水集排水施設の補修

点検の結果、異常が確認された場合は直ちに散水を停止する。また、補修を必要とする場合には、損傷の原因、損傷の範囲等を十分検討した上で、再発防止と補修方法を検討し、補修計画を策定する。

- ① 周辺環境への影響
- ② 他の構造物への影響
- ③ 埋立作業への影響
- ④ 必要な経費

#### (1) 地表にある状態の集排水管

- ・破損した管の取り換え
- ・破損した管の補修
- ・被覆材の盛り換え
- ・スケーリング、目詰まり成分の除去

#### (2) 地中及び埋立ゴミ層の下に埋まった状態の埋設管

埋設管については、施工後ほとんど目に触れることがないので、散水中の各埋立区画に接続するマンホールと浸出水処理施設までの水の流れを確認して破損エリアを確認する。破損箇所のエリア確認後、補修及び機能の代替方の計画を立てて補修を行う。

## 9. 浸出水処理施設の管理

### 1) 共通事項

- ① 覆蓋設備が設置された処分場であるので、散水量のデータ及び散水量と浸出水発生量、浸出水原水濃度を蓄積・整理して、安定的な運転の資料とする。
- ② 施設の機能を点検して、正常かつ必要な操作・運転が出来るようにする。
- ③ 薬品などの貯留量を把握して必要な注入が行われるようにする。
- ④ 施設を点検して、早めに補修・修理の手配を行う。
- ⑤ 再利用水の水質データを把握して、異常に対して早めに対処する。

### 2) 浸出水処理施設の点検

- ① 浸出水発生量、放流量・原水濃度、浸出水処理設備の槽水位等の確認とデータ集積・整理・分析を日常点検で行う。
- ② 浸出水原水の測定はPHを1回/週、BOD、COD、SS、Ca、Cl、T-Nの項目に関しては1回/月以上の頻度で分析を行う。
- ③ 浸出水処理施設の水質が適正となるように運転データ(PH、DO、ORP、MLSSなど)を基に運転条件を設定し、日常点検で確認・調整する。
- ④ 脱水ケーキの含水量、分離液SS、機器等の運転状況の確認を日常点検で行い、必要に応じて調整し、脱水ケーキ搬出の手配をする。
- ⑤ 薬品・潤滑油などの残量を日常点検して、必要な貯留量を満たすように搬入手配をする。
- ⑥ 各設備・機器の作動状況、異常音の有無、オイル漏れ、水漏れ等を日常点検で検討する。
- ⑦ 各設備・機器のグリース、オイル、消耗品はメーカーが定める使用交換時間により交換、補修、調整を行う。
- ⑧ 再利用水のPHを1回/週、BOD、COD、SS、Ca、Cl、T-Nについて1回/月以上(埋立終了後は1回/3ヶ月以上)の分析を行い、適正な施設の維持管理を行う。
- ⑨ 再利用水質検査水を自ら定めた排水基準による測定頻度及び項目について分析を行い、適切な施設の管理を行う。  
(測定頻度:PH、BOD、COD、SS、Ca、Cl、T-N以外のその他項目は1回/年以上、埋立終了後は1回/6ヶ月以上)
- ⑩ バッファタンクは1回/月以上の定期的な点検を行い、また、地震時などの非常時も同様な点検を行い、破損の恐れがある場合は速やかに必要な措置を講ずる。  
点検項目  
・ごみの混入、土砂等の堆積を確認  
・漏れの確認(ポンプ稼働停止、バッファタンクの水張り静置後での水位減少)

### 3) 冬期間(12月～3月)の浸出水処理施設の管理

- ① 冬期間は散水用配管の凍結の恐れから埋立終了後の処分場内の散水を行わない。ただし、埋立中の処分場については、散水用ホースによる散水を行ない散水計画に沿った散水量を確保する。
- ② 冬期間の浸出水処理施設内の温度管理を徹底し、施設内の各槽やタンク類、配管類の凍結防止を行い、冬期間の浸出水処理に支障をきたさないように管理を行う。
- ③ 冬期休止期間の終了後は、埋立終了後の散水装置の稼働を前に配管の点検、止水バルブの確認、ポンプ類、散水装置の点検を行い、冬期間に凍結や雪害などで破損、故障が無いかを確認する。破損、故障が確認された場合は速やかに必要な措置を講ずる。

## 10. 発生ガス処理施設の管理

### 1) 共通項目

- ① 施設の損傷を防止するために、埋立作業などは施設の破損防止対策を立てた上で行う。
- ② 施設の破損が判明した場合は、補修計画を立てて補修する。
- ③ 作業環境保全のため、覆蓋設備の換気設備を点検する。

### 2) 発生ガス処理施設の損傷防止対策

- ① 埋立作業規定の制定
- ② 埋立機材オペレーターの教育
- ③ ガス抜き施設の目詰まりを防ぐ対策

### 3) 発生ガス処理施設の点検

- ① 日常点検は埋立作業前に、目視により露出しているガス抜き管並びに覆蓋設備の換気設備の異常の有無を確認する。
- ② 直接目視できない埋立ゴミ層の中にあるガス抜き施設は、以下のような点から総合的に判断する。
  - ・ガス抜き施設以外の埋立地表面からのガスの湧出
  - ・浸出水の水質変化

### 4) 発生ガス処理施設の補修

点検の結果、補修を必要とする場合には、損傷の原因、損傷の範囲等を十分検討した上で、再発防止と補修方法を検討し、補修計画を策定する。

- ① 周辺環境への影響
- ② 他の構造物への影響
- ③ 埋立作業への影響
- ④ 必要な経費

## 11,地下水観測井施設の管理

### 1) 共通項目

- ① 地下水観測井の水質分析はデータロガータイプの測定器によって塩化物イオンの測定を1回/月以上、電気伝導率の測定を1回/毎日行い、水質分析の全項目(25項目)は1回/年以上の定期分析を行う。
- ② 地下水観測井水質の塩化物イオン(1回/月以上)及び電気伝導率測定値(1回/毎日)に異常値が出た場合は、1回/年以上の定期分析とは別に水質分析の全項目を行う。この分析結果と設置した漏水検知システムによる検知結果から総合的に漏えいの可能性を判断する。
- ③ 地下水水位を1回/月に計測し、その結果を自主検査報告書に記載する。

### 2) 地下水観測井の点検

- ① 観測井の点検にあたっては、以下の事項を確認する。
  - ・損傷の有無
  - ・損傷の原因
  - ・修復の必要性、緊急性
  - ・修復方法
- ② 点検頻度及び方法は以下のとおり行う。
  - ・定期点検は採水時(1回/月以上)に目視点検を行い、異常の有無を確認する。
  - ・地震、大雨等の発生後、直ちにモニタリング設備の目視点検及び塩化物イオン及び電気伝導率の測定を行い、異常の確認を行う。

### 3) 地下水観測井の補修

点検結果、補修を必要とする場合には、損傷の原因、損傷の範囲等を十分に検討した上で、再発防止と補修方法を検討し、補修計画を策定する。

- ① 周辺環境への影響
- ② 他の構造物への影響
- ③ 埋立作業への影響
- ④ 必要な経費

## 12,キャッピングシート、散水設備、最終覆土内雨水集排水管、最終覆土の管理

### 1) 共通事項

作業工程は各区画の埋立終了後にキャッピングシート保護砂5cmを敷き均し、散水管を設置し、キャッピングシートを敷設。覆蓋施設を移動した後に最終覆土内雨水集排水管を設置し、5cmの保護砂を敷き均し、最終覆土40cmを敷き均す。

- ① 施設の機能を維持し損傷を防止するために、定期的な維持管理作業を行う。
- ② 施設の損傷のあることが判明した際には、補修計画を立てて補修する。

### 2) キャッピングシート、散水設備、最終覆土内雨水集排水管、最終覆土の点検

① 各点検にあたっては、以下のことを確認する。

- ・最終覆土の流出、形状変化
- ・修復の必要性、緊急性
- ・修復方法

② 点検頻度及び方法は以下のとおりで行う。

- ・日常点検は散水開始前に、目視により異常の有無を確認する。
- ・日常の再利用水の水量に変動が無いか確認する。
- ・地震、大雨等の発生後、直ちに覆土状況を確認する。
- ・定期点検は1回/週、各雨水柵内の水位を目視点検して異常の有無を確認する。

### 3) キャッピングシート、散水設備、最終覆土内雨水集排水管、最終覆土の補修

点検した結果、補修を必要とする場合には、損傷の原因、損傷の範囲等を十分検討した上で、再発防止と補修方法を検討し、補修計画を策定する。

- ① 周辺環境への影響
- ② 他の構造物への影響
- ③ 埋立作業への影響
- ④ 必要な経費
- ⑤ 埋立地の沈下が発生した場合

埋立終了経過後に埋立地の不等沈下が起こった場合に問題が発生しないように、キャッピングシートは伸縮性のある素材を選定する。散水用の散水管においても伸縮性のあるポリエチレン製のホースを選定・配管することにより、不等沈下が起きても散水に支障きたさないように対応する。

- ⑥ 冬期間に入る前に、埋立終了後の処分場の散水休止の準備のために、必要な部分の水抜きを行い、配管の点検、止水バルブの確認、ポンプ類、散水装置の点検を行い、破損や故障の有無を確認する。破損、故障が確認された場合は速やかに必要な措置を講ずる。

## 13. その他設備の管理

### 1) 共通事項

- ① 施設の損傷による事故を防止するため、施設を点検して異常の早期発見に努める。
- ② 施設の破損が判明した場合は、補修計画を立てて補修する。

### 2) 埋立処分場内搬入道路・場内道路の点検

- ① 点検にあたっては以下の事項を確認する。
  - ・損傷の有無
  - ・損傷の原因
  - ・修復の必要性、緊急性
  - ・修復方法
- ② 点検頻度及び方法は以下のとおりで行う。
  - ・埋立処分場内搬入道路の日常点検は作業前に目視にて異常の有無を確認する。
  - ・場内道路の日常点検は車両搬入前に目視にて異常の有無を確認する。
  - ・地震大雨等の発生後、直ちに場内道路及び埋立処分場搬入道路の目視点検を行い、損傷箇所の確認を行う。
  - ・処分場内搬入路のフレコンパックの撤去の折に圧密による保護砂の沈下があった場合は、速やかに沈下分の保護砂を加え、引き均し補修を完了させる。

### 3) 表示板の点検

- ① 点検にあたっては以下の事項を確認する。
  - ・表示板の視認性確認
  - ・損傷の有無
  - ・損傷の原因
  - ・修復の必要性、緊急性
  - ・修復の方法
- ② 点検頻度及び方法は以下のとおりで行う。
  - ・定期点検は1回/週、目視にて損傷等の有無を確認
  - ・地震、大雨等の発生後、直ちに目視点検を行い、損傷箇所の確認を行う。

### 4) 止水バルブの点検

未使用の最終処分場に溜まる雨水が浸出水排水管を通して浸出水処理施設へ排水されるのを防ぐため排水管に止水バルブを設ける。

- ① 点検にあたっては以下の事項を確認する。
  - ・損傷の有無
  - ・損傷の原因
  - ・修復の必要性、緊急性
  - ・修復方法
- ② 点検頻度及び方法は以下のとおりで行う。
  - ・定期点検は1回/週、バルブの緩み、軋み、錆の状態などを確認。

### 5) 未埋立区画内の雨水排水

埋立開始前の処分場内に溜まる雨水を定期的に水中ポンプにて汲み上げ、近くの雨水排水溝に排水する。

### 6) その他設備の補修

点検の結果、補修を必要とする場合には、損傷の原因、損傷の範囲等を十分に検討した上で、再発防止と補修方法を検討し、補修計画を策定する。

- ① 周辺環境への影響
- ② 他の構造物への影響
- ③ 埋立作業への影響
- ④ 必要な経費

#### 14. 埋立終了後の管理

埋立終了後における継続的な維持管理が必要な施設は以下となる。

- ・堰堤の管理
- ・遮水工の管理
- ・表面水集排水施設の管理
- ・地下水集排水施設の管理
- ・浸出水集排水施設の管理
- ・浸出水処理施設の管理
- ・発生ガス処理施設の管理
- ・地下水観測井施設の管理
- ・キャッピングシート、散水設備、最終覆土の管理
- ・その他設備の管理

##### 1) 共通事項

- ① 施設を点検して異常の早期発見に努める。
- ② 施設の破損が判明した場合は、補修計画を立てて補修する。
- ③ 施設の機能を維持し、損傷を防止するために、定期的な維持管理作業を行う。

##### 2) 点検内容、点検頻度及び方法

- ① 各設備の点検にあたっては、以下の事項を確認する。
  - ・損傷の有無
  - ・沈下等の有無
  - ・管詰まり等の確認
  - ・損傷の位置、範囲
  - ・修復の必要性、緊急性
  - ・修復方法
- ② 点検頻度及び方法は以下のように行う
  - ・点検は1回/週、各施設を回り、異常の有無を確認する。
  - ・事前に豪雨が予想される場合は、各施設が性能を発揮できるように事前に目視点検を行う。
  - ・地震、大雨等の発生後、直ちに各施設の点検を行い、損傷箇所の確認を行う。
  - ・測定及び分析などが必要な箇所及び項目は、廃止基準によるものとする。

##### 3) 最終覆土の雨水集排水

- ① 最終覆土は切妻状に土を盛り流水勾配を設け、覆土表面での雨水集排水を行う。
- ② キャッピングシート上部の最終覆土内の集排水については、盛土内部の集水部分に高密度ポリエチレン製有孔管(100mm)を用い、盛土外部の排出には同じく高密度ポリエチレン製無孔管(300mm)を用いて接続し、道路地下に埋設された雨水排水専用のポリエチレン無孔管(200mm)を通じて素掘側溝に排水する。不等沈下により流水勾配が無くなり、疎通障害が発生した場合は、覆土を追加し流水勾配を確保する。

##### 4) 埋立終了後の跡地利用

埋立終了後の跡地については、緑化することとします。